

◎ テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の処罰

【法令名】

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 29 年 6 月 21 日 本紙第 7044 号 3 ページ
【法令番号】	平成 29 年 6 月 21 日 法律第 67 号
【管轄省庁】	法務省
【施行期日】	公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行 ※一部の規定を除く
【法令のあらまし】	<p>【組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正関係】</p> <p>1 法律の目的に、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施するため」を加えることとした。(第 1 条関係)</p> <p>2 財産上の不正な利益を得る目的で犯した死刑又は無期若しくは長期 4 年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪等(本法による改正前の別表に掲げるものを除く。)の犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産等を犯罪収益に加えることとした。(第 2 条第 2 項関係)</p> <p>3 テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の処罰</p> <p>(一) (1)又は(2)に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第 3 に掲げる罪を実行することにあるものをいう。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、若しくはテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を 2 人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、それぞれ(1)又は(2)に定める刑に処することとした。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除することとした。(第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項関係)</p> <p>(1) 別表第 4 に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期 10 年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められているもの 5 年以下の懲役又は禁錮</p> <p>(2) 別表第 4 に掲げる罪のうち、長期 4 年以上 10 年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているもの 2 年以下の懲役又は禁錮</p>

- (二) (一)(1)又は(2)に掲げる罪のうち親告罪とされているものに係る(一)の罪について、親告罪とする旨明記することとした。
(第6条の2第3項関係)
- (三) (一)の罪に係る事件についての被疑者の取調べその他の捜査を行うに当たって、その適正の確保に十分に配慮しなければならない旨規定することとした。(第6条の2第4項関係)
- 4 証人等買収の処罰
- (一) (1)又は(2)に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと等の報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした。
(第7条の2第1項関係)
- (1) 死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪
(2) 別表第1に掲げる罪
- (二) (一)(1)又は(2)に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合等において、(一)の罪を犯した者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。(第7条の2第2項関係)
- 5 その他
- 犯罪収益の拡大に伴い、没収保全、追徴保全及び国際共助手続の対象となる犯罪を拡大するほか、所要の規定の整備を行うこととした。(第13条等関係)

【条約による国外犯処罰関係】

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正関係」の3の罪及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等に規定する罪の一部につき、刑法第4条の2の例に従うこととした。

【刑法の一部改正関係】

第198条（贈賄）の罪につき国民の国外犯を処罰することとした。(第3条関係)

【犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正関係】

犯罪収益の拡大に伴い、捜査機関等への情報提供の対象となる犯罪を拡大するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
(第13条第1項関係)

	<p>【国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正関係】</p> <p>自己又は他人の管轄刑事事件に関し、証言をしないこと等の報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処することとした。(第55条関係)</p> <p>附則</p> <p>1 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。 (附則第2条～第11条関係)</p> <p>2 取調べの録音・録画等に関する制度の在り方及びGPS端末を用いた捜査を行うための制度の在り方についての検討について定めることとした。(附則第12条関係)</p>
<p>【改正される法令】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号） ・ 爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号） ・ 刑法（明治40年法律第45号） ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号） ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号） ・ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号） ・ サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号） ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号） ・ 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成19年法律第37号） ・ 裁判所法（昭和22年法律第59号） ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第80号） ・ 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号） ・ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号） ・ 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第46号）